

第 8 8 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 令 和 元 年 1 1 月 2 9 日 ( 金 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 1 1 月 2 9 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

- |          |          |                                                                                                                   |
|----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 程 第 1  | 議 案      | 會 議 録 署 名 議 員 の 指 名                                                                                               |
| 日 程 第 2  | 議 案      | 會 期 の 決 定                                                                                                         |
| 日 程 第 3  | 第 103号議案 | 宍 粟 市 一 宮 市 民 協 働 セ ン タ ー 条 例 の 制 定 に つ い て                                                                       |
| 日 程 第 4  | 第 104号議案 | 宍 粟 市 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                                             |
|          | 第 105号議案 | 宍 粟 市 會 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                                       |
| 日 程 第 5  | 第 106号議案 | 宍 粟 市 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                                   |
| 日 程 第 6  | 第 107号議案 | 宍 粟 市 集 落 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                                                           |
| 日 程 第 7  | 第 108号議案 | 宍 粟 市 水 道 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                                                                   |
| 日 程 第 8  | 第 109号議案 | 宍 粟 市 水 道 事 業 給 水 条 例 及 び 水 道 法 の 委 任 に よ る 布 設 工 事 監 督 者 及 び 水 道 技 術 管 理 者 の 資 格 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 9  | 第 110号議案 | 宍 粟 市 立 認 定 こ ど も 園 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て                                                                       |
| 日 程 第 10 | 第 111号議案 | 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 及 び 宍 粟 市 都 市 計 画 事 業 基 金 条 例 の 廃 止 に つ い て                                                   |
| 日 程 第 11 | 第 112号議案 | 宍 粟 市 農 業 共 済 条 例 の 廃 止 に つ い て                                                                                   |
| 日 程 第 12 | 第 113号議案 | 兵 庫 県 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て                                                                     |
| 日 程 代 13 | 第 114号議案 | に し は り ま 環 境 事 務 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て                                                                           |
| 日 程 第 14 | 第 115号議案 | 宍 粟 市 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 変 更 に つ い て                                                                           |
| 日 程 第 15 | 第 116号議案 | 新 市 建 設 計 画 の 変 更 に つ い て                                                                                         |
| 日 程 第 16 | 第 117号議案 | 市 有 財 産 の 処 分 に つ い て                                                                                             |

	第 118号議案	市有財産の処分について
	第 119号議案	市有財産の処分について
日程第 1 7	第 120号議案	市有財産の処分について
日程第 1 8	第 121号議案	市有財産の処分について
日程第 1 9	第 122号議案	市道路線の変更について
日程第 2 0	第 123号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第 3 号）
	第 124号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
	第 125号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 126号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 127号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 128号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 129号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	第 130号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 1	第 131号議案	（仮称）一宮市民協働センター建設工事請負契約の変更について
日程第 2 2	第 132号議案	宍粟市印鑑条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	第 103号議案 宍粟市一宮市民協働センター条例の制定について
日程第 4	第 104号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	第 105号議案 宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 5	第 106号議案 宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第 6	第 107号議案	宍粟市集落センター条例の一部改正について
日程第 7	第 108号議案	宍粟市水道条例の一部改正について
日程第 8	第 109号議案	宍粟市水道事業給水条例及び水道法の委任による布設 工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例 の一部改正について
日程第 9	第 110号議案	宍粟市立認定こども園条例等の一部改正について
日程第 10	第 111号議案	宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条 例の廃止について
日程第 11	第 112号議案	宍粟市農業共済条例の廃止について
日程第 12	第 113号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更について
日程代 13	第 114号議案	にしはりま環境事務組合格約の変更について
日程第 14	第 115号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 15	第 116号議案	新市建設計画の変更について
日程第 16	第 117号議案	市有財産の処分について
	第 118号議案	市有財産の処分について
	第 119号議案	市有財産の処分について
日程第 17	第 120号議案	市有財産の処分について
日程第 18	第 121号議案	市有財産の処分について
日程第 19	第 122号議案	市道路線の変更について
日程第 20	第 123号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）
	第 124号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予 算（第1号）
	第 125号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 2号）
	第 126号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2号）
	第 127号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2 号）
	第 128号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）
	第 129号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 130号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 2 1 第 131号議案 (仮称) 一宮市民協働センター建設工事請負契約の変更について

日程第 2 2 第 132号議案 穴栗市印鑑条例の一部改正について

---

応 招 議 員 ( 1 6 名 )

出 席 議 員 ( 1 5 名 )

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	1 0 番 山 下 由 美 議員
1 1 番 飯 田 吉 則 議員	1 3 番 浅 田 雅 昭 議員
1 4 番 実 友 勉 議員	1 5 番 林 克 治 議員
1 6 番 東 豊 俊 議員	

---

欠 席 議 員 ( 1 名 )

1 2 番 大 畑 利 明 議員

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 宮 崎 一 也 君	書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

---

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 中 村 司 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼総合病院事務部長 隅 岡 繁 宏 君
企画総務部長 坂 根 雅 彦 君	まちづくり推進部長 津 村 裕 二 君
市民生活部長 平 瀬 忠 信 君	健康福祉部長 世 良 智 君
産 業 部 長 名 畑 浩 一 君	建 設 部 長 富 田 健 次 君
一宮市民局長 上 長 正 典 君	波賀市民局長 坂 口 知 巳 君
千種市民局長 福 山 敏 彦 君	会 計 管 理 者 田 中 祥 一 君
教育委員会教育部長 前 田 正 人 君	農業委員会事務局長 西 村 吉 一 君

(午前9時30分 開会)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

初めに、先の台風15号に続いての19号において、広範囲において甚大なる被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様に対し、そして亡くなられた皆さんに対し、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、我が宍粟市では、去る11月5日より新聞等であってはならない不正疑惑が報じられております。この件に関しましては、県労働局と市が一体となって、その真相究明に取り組んでおられるところですが、私たち議会にあっては、この件を一大事と捉えて、今後十分な対応をしていかなければなりません。

そのような中、本日、第88回宍粟市議会定例会が始まります。この後市長から議案の上程がありますが、いずれも市民生活にとって重要な案件ばかりでございます。議員各位には、慎重なる審議をお願い申し上げます。あわせて議事運営が円滑になりますように、御協力をお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、市長、挨拶をお願いします。

○市長(福元晶三君) 皆さん、おはようございます。

本日、第88回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く感謝と敬意を表する次第であります。

まずもって、冒頭議長のほうからお話もありましたが、宍粟市雇用創生協議会の実践型地域雇用創造事業における国の委託金の不正受給問題につきまして、市民の皆様をはじめ地域の皆様、議員各位並びに関係者の皆様に大変な御迷惑と御心配をおかけしておりますこと、心よりおわびを申し上げます。

不正はあってはならない、断じて許されないと断固とした姿勢で臨み、全容を解明することこそ、今の私の責任であると思っています。改めて深くおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

さて、先月21日から市内7会場で開催をさせていただいたタウンミーティングでは、明日を担う子どもたち、変わる学校教育をテーマに2年後の春から導入を目指す小中一貫教育について、さまざまな御意見をいただきました。

一貫教育の取り組みが先行する地域では、速やかな制度への導入を求める御意見をいただいたり、一方では、デメリットをきっちり洗い出し、慎重に進めるべきという御意見もいただいたりしたところであります。

今後、これらの御意見と保護者の皆様、子どもたちの考えも十分考慮しながら、よりよい環境づくりを教育委員会とともに進めてまいりたいと、このように考えておるところであります。

さて、今定例会におきましては、宍粟市一宮市民協働センター条例の制定、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例の廃止、令和元年度一般会計補正予算等々30件の議案の上程を予定をしております。

議員各位には慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、開会にあたっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 豊俊君） ただいまから、第88回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

大畑利明議員より、本日の会議を欠席する旨の届け出が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告4、本日市長から議案30件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 豊俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

2番、宮元裕祐議員、3番、榎橋美恵子議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（東 豊俊君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの20日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月18日までの20日間に決定しました。

日程第3 第103号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第103号議案、宍粟市一宮市民協働センター条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第103号議案、宍粟市一宮市民協働センター条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一宮町域を一つの生活圏として捉え、日常生活に必要な機能を集積した生活圏の拠点を一宮市民局周辺エリアと位置づけ、その中心となる拠点施設として一宮市民協働センターを現在整備しております。

来年4月中旬には、市民の学習及び活動、文化の向上及び健康の増進を図るとともに、将来にわたって自主的な市民活動の場や生活圏の利便性やにぎわいを確保するために、一宮市民協働センターの供用開始を目指しており、それに伴い新たな条例を制定するものであります。

また、一宮保健福祉センター及びセンターいちのみやの生涯学習事務所の機能を集約するため、関係する条例につきまして所要の改正及び廃止を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第103号議案は、総務経済常任委員会に審査を付

託します。

日程第4 第104号議案～第105号

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第104号議案、宍粟市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてから、第105号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第104号議案及び第105号議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第104号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、令和元年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては国の制度に準拠するという基本的な考え方から、必要な規定を整備するものであります。

改正内容は、4点となります。

1点目としましては、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるため、各給料表を平成31年4月に遡及して平均0.1%引き上げるものであります。

2点目としましては、一般職の勤勉手当につきまして、12月支給月数を0.05月引き上げるとともに、次年度以降はその引き上げ分を6月期及び12月期の支給分にそれぞれ案分して加算する改正を行うものであります。

3点目としましては、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、これによる原資を用いて手当額の上限を1,000円引き上げるものであります。

なお、経過措置としまして改正後の手当支給額が現行より2,000円を超える減額となる場合は、1年間現行の手当支給額から2,000円を減額した額を支給することとなります。

4点目としましては、時間外勤務手当等の基礎となる1時間当たりの給料額の算出方法につきまして、実態に即した取り扱いとするため、1年間における総勤務時間数で除するよう改正を行うものであります。

次に、第105号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきましては、一般職の職員の給与条例の改正を踏まえ、これに準拠する基本的な考え方から会計年度任用職員の給与等に関して、必要な規定を整備するものであります。

改正内容は、2点となります。

1点目としましては、給料表につきまして、会計年度任用職員の職種別の給料表

を正規職員給料表における1級職員と同額に引き上げるものであります。

2点目としましては、勤務1時間当たりの給料額の算出方法につきまして、一般職の職員と同様に1年間における総勤務時間数で除するよう改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第104号議案から第105号議案の2議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第5 第106号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第106号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第106号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年4月より、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、給料を支給される職員の公務災害補償について、補償基礎額の算定方法を新たに規定する必要があるため、改正するものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第106号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第6 第107号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第6、第107号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第107号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

集落センターにつきましては、平成23年3月に策定した宍粟市第二次行政改革大綱において、「将来的には公の施設としての位置づけから外す」と方針を定めたことを踏まえ、自治会施設としての管理と活用について、関係自治会との協議を進めてまいりました。

昨年度は、河東ふれあいセンター及び戸原ふれあいセンターの2施設について、地元自治会と協議が整い、地元へ譲渡をいたしました。今般、土万基幹集落センター、神野コミュニティセンター、山崎ふれあいセンターの3施設についても地元へ譲渡を行うことで関係自治会との協議が整ったこと、また、センター染河内とセンター下三方については、各地区連合自治会より譲渡を受けないとの回答があったことから、施設の用途を廃止するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第107号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第7 第108号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第7、第108号議案、宍粟市下水道条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第108号議案、宍粟市下水道条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国からの通知に基づき、業務等への的確性を判断する規定及び欠格条項の届け出規定等を新たに設けるため、改正するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第108号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第8 第109号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第8、第109号議案、宍粟市水道事業給水条例及び水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第109号議案、宍粟市水道事業給水条例及び水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、水道法施行令が一部改正されたため、条例中の引用部分について条ずれに対応するため、所要の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第109号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第9 第110号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第9、第110号議案、宍粟市立認定こども園条例等の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第110号議案、宍粟市立認定こども園条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一宮南中学校区の幼保一元化の実施に伴い、現在の一宮南保育所、神戸幼稚園及び染河内幼稚園を廃止し、令和2年4月1日に新たに「はりま一宮こども園」の開園を予定していることから、関係する条例を改正しようとするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(東 豊俊君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第110号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第10 第111号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第10、第111号議案、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例の廃止についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第111号議案、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例を廃止する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

都市計画税につきましては、都市計画関連事業の円滑な実施のために対象区域で賦課しておりましたが、社会経済情勢や土地利用の状況を踏まえ、都市区画整理事業の変更や都市計画道路を廃止するなどの決定を行う中で、今後の都市計画区域のまちづくりは、市全体に及ぶものと捉え、令和2年3月31日をもって廃止することとし、それに関係する宍粟市税条例及び宍粟市産業立地促進条例について、所要の改正を行い、整理するものであります。

また、都市計画事業基金につきましては、事業認可を受けた都市計画事業に財源充当した都市計画税の残余金を原資として形成している基金であり、その原資である都市計画税の廃止に伴い、当該基金についても廃止をしようとするものであります。

なお、都市計画税の廃止後においても、滞納繰越分は残ることとなり、滞納繰越分の都市計画税につきましては、これまでと同様に下水道事業の市債償還金の財源とする考えであります。

何とぞ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） それでは、第111号議案、宍粟市都市計画税条例及び宍粟市都市計画事業基金条例の廃止についてに質疑をいたします。

市長が都市計画税の廃止にする方向を発表されてから、この間議会の担当委員会の中においても、何ら説明がされないまま、また、意見を聞くこともないという中、議案を作成されて、それが新聞社にはその旨を発表するということが先日ありました。そういうことは問題じゃないか。前々からそういう状況があったということで、新聞社に即発表ということについて、問題提起していたわけですがけれども、やっぱり市民を含めた議論が必要じゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、事業基金の扱いについてですけれども、市民や議会の意見を聞いていないこと、このことについてどのように考えておられるか。

また、この都市計画税の廃止後に新たな市民負担を模索しておるのではないかと、一般市民の中にも不安を与えておるといふふうに考えます。1億円余りの税収がなくなったことについて、やはりその辺の、その後どうするのかという

ことについて不安を与えているのではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

この一連の条例改正についてのパブリックコメントの実施が必要ではないかというのを考えますが、その辺についてどういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） それでは、私のほうから都市計画税の廃止、あるいは基金条例の廃止についての御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

この都市計画税につきましては、平成26年、27年、この2年間にわたって土地区画整理事業あるいは都市計画道路の見直し、これに係る地元説明会を開催をさせていただく中で、いろいろ都市計画税のことについての御意見を数多くいただいておりますところでございます。

さらに、平成29年9月、この本会議において2名の議員の方から税の公平性の確保等いろいろな御意見をいただく中で御質問があり、市長のほうからは、できるだけ早い段階で一定の方向性を出したいということでの御答弁をさせていただいたところがございます。

また、平成29年、30年、それぞれ市が実施をしておりますタウンミーティング、この中でも都市計画税のあり方について、その観点から多くの御意見をいただってきたという経過がございます。これに対してもできるだけ早い時期にその方向性というような答弁もさせていただいておりますところでございます。

これを受けまして、平成30年の3月議会では、市長のほうから再度都市計画税については、できるだけ早い段階で方向性を示すということを発言をさせていただいて、この間来ておるところでございます。

これら議会や市民の意見、これを十分踏まえながら、市としては令和2年度から都市計画税の廃止、それに向けた手続の開始ということについて、昨年9月の議会の最終日、市長の挨拶の中でその表明をさせていただいたと。これがこれまでの経過でございます。

この間、いろいろ御意見を議会あるいは市民の皆さんからいただく中での判断ということで、その点については御理解をいただきたいなというふうに考えておるところでございます。

続いて、基金についてでございますが、御存じのとおり、都市計画事業基金条例

で都市計画事業に要する財源を積み立てるということを設置目的としておるところでございます。また、都市計画事業に必要な経費の財源を充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるというふうに定めておるところであります。

このように条例において当基金の積立金の使徒、これについては決まっているということでございますので、その目的以外には充当できないということになっておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

続いて、新たな市民負担というところの御質問でございますが、先ほど申しました平成30年、昨年9月議会の市長の閉会挨拶の中でもあわせて発言をさせていただいておりますが、まちづくりに対する恒久的な財源の創出について今後検討しなくてはならないということについても、あわせて表明をさせていただいたところでございます。今後、その議論は大切であろうというふうに考えておりますので、今議会にも御相談をしながら、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

四つ目のパブリックコメント、このことについてでございますが、本条例の廃止につきましては、都市計画税を負担いただいている地区の平成29年、30年のタウンミーティング、あるいは都市計画税の廃止を求める意見を聞いておるところでございます。市民負担を廃止する内容であるということで、パブリックコメントには付さないということにしておりますので、この点についても御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） それでは、再質問をお願いいたします。

まず、市長が表明され、そして議会からの一般質問、またタウンミーティングでの市民の方の意見というものを受けてということなんですけれども、やはり担当委員会の中で、いわゆるそういうことのやりとりはあったか、なかったかといえば、恐らくなかったと思うんですが、こういう意見がありましたとか、そういうこともきちっと報告いただいて、それをどう考えるか。お互いにそのところを議論しながら、どの方向にもっていくか、これをやっていくのが当局と議会との責任だと思うんですよ。そこを回避してしまった状態で当局側の判断をされておるという状況やと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

また、都市計画につきましては、都市計画審議会というものがございますけれども、その都市計画審議会にこの件についての諮問はされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、先ほどありました新たな市民負担についてでもですけど、廃止するんだから地域の方々に説明をして、その方たちの御理解をいただいておりますということなんですけれども、実際は最終的には市全体のというのは先ほど市長おっしゃいましたけれども、そういう形のことも含めたお考えがあるということなんで、そのことについてはやはり全市的に皆さんの意見も聞くということは非常に必要やと思うんで、パブコメを含めて、その辺のところをどういうふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 3点御質問をいただきました。

まず、担当委員会の件でございます。昨年9月の本会議で市長が表明をさせていただいて、その後の担当委員会で委員の方から御質問をいただいております。内容については、市長の発言の真意はどうかというところから入っていったというふうに記憶をさせていただいております。その内容については、先ほど申し上げたような経過、思いから答弁をさせていただいたというふうに記憶をしております。

その後、代わる財源というところの議論もその委員会の中でございまして、今後そのことについては廃止とは別に、まちづくりを継続していくためにどんなものが必要なんだろうかというところの議論を今後進めていきたいというようなお話もさせていただいたように記憶をしております。

そういう経過の中で、委員会としても一定の御理解をいただいたというふうには私どもは判断をさせていただいたというふうに考えておるところでございます。

それから、都市計画審議会に諮ったかということでございますが、事業ということとはまた別に、課税をするということの是非というところでございますので、このことについては審議会にはかけるものではないだろうというふうに考えております。議会に諮りながら廃止ということを議決いただく、これがルールではないかなと、そんなふうに考えておるところでございます。

それから、新たな負担につきましても、これは都市計画税を廃止するからというような代替財源という考え方ではなく、新たに宍粟市のまちづくりを持続可能なものにしていくために、どうするべきだろうというところの議論を盛り上げていく必要があるのかなと、そんなふうに考えておりますので、このことについては全く別というふうな捉え方の中で、今後議会とも議論をさせていただいたり、あるいは市民の皆さんの御意見もいただく必要があるというふうに考えておりますので、今後においてはその方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 最後に一つだけお願いします。

今おっしゃったその新たな財源を確保するために、皆さんと一緒に考えていきたいということなんですけれども、基本的にこれの代替じゃないと言われても、一般市民から見れば、やはり代替の措置を考えるというふうにとられると思うんですよ。だから、その辺のところはきちっと丁寧な説明が必要であろうと思いますし、やっぱりその辺の議論はオープンなところでしていくということは大切だと思うんで、その辺のところをまたしっかりやっていただくようお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まさしくそのとおりでありまして、非常にこれは重要な市民にとっても課題でありますし、市にとっても重要な課題でありますので、すぐさまという問題ではないと思いますので、そのただいま申された観点で慎重に進めていく必要があるだろうと、こう思っていますので、これからどういう議論になるかは別にしまして、いろいろと検討を加えていく必要があるだろうと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第111号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第11 第112号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第11、第112号議案、宍粟市農業共済条例の廃止についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第112号議案、宍粟市農業共済条例の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

農業共済事業につきましては、県内の26の市町、事務組合及び県農業共済組合連合会が令和2年4月1日に一元化され、新たな兵庫県農業共済組合として事業を承継することになっております。

これにより、条例を廃止するとともに、付随する宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例並びに宍粟市特別会計条例の一部を改正するものであります。

なお、現在取り扱っております農作物共済、家畜共済、畑作物共済及び園芸施設共済事業につきましては、新たに設立される兵庫県農業共済組合に承継されるため、加入農家の皆様には今後も変わらず補償させていただくことになります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第112号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第12 第113号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第12、第113号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第113号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

変更内容につきましては、中播農業共済事務組合が令和2年3月31日をもって解散し、本組合より脱退することに伴い所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第113号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第13 第114号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第13、第114号議案、にしはりま環境事務組合格約の変

更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第114号議案、にしはりま環境事務組合規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

変更内容につきましては、姫路市が令和2年3月31日をもって、本組合より脱退することに伴い、所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第114号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

#### 日程第14 第115号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第14、第115号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第115号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年12月に策定しました宍粟市過疎地域自立促進計画において、計上しております過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加し、有利な過疎債を財源として過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、交通体系の整備に関する事業としまして、市道路線1路線及び橋梁5橋を追加計上するものであり、道路維持として段3号線につきましては、路肩が一定区間沈下し、通行に支障を与えているため、有効幅員を拡大することにより、道路利用者の安全な通行を確保するものであります。

また、宮ノ前橋、平萱橋、円通庵橋、向イ市場2号橋及び木坂橋につきましては、道路橋長寿命化修繕計画により、橋梁の修繕を行い、適切な維持管理を行うことで安全性の向上を図り、市民が安全に暮らせるまちづくりを目指すものであります。

また、本事業につきましては、過疎地域の発展と地域の活性化につながる事業であります。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第115号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第15 第116号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第15、第116号議案、新市建設計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第116号議案、新市建設計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新市建設計画につきましては、平成16年8月、旧山崎町、一宮町、波賀町、千種町の4町の合併に当たり、それぞれの地域の特性や4町がこれまで進めてきた施策を生かしながら、新市の一体性の確立、また、よりよい地域づくりを目指すことを目的に合併協議会により策定されたものであります。

今回の変更につきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成30年4月に施行され、合併市町村においては、合併特例事業債の発行期間が5年間延長されたことに伴い、合併特例事業債の対象事業を定めた新市建設計画の計画期間を5年間延長し、令和7年度までとするものであります。

また、当該計画に記載しております兵庫県実施事業の名称を現行の名称に修正す

るとともに、財政計画については平成30年度までを決算値に置き替えた上で、計画期間である令和7年度までとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第116号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第16 第117号議案～第119号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第16、第117号議案、市有財産の処分についてから第119号議案、市有財産の処分についての3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第117号議案から第119号議案までの市有財産の処分につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

土方基幹集落センター、神野コミュニティセンター、山崎ふれあいセンターにつきましては、平成26年度より今後のあり方について関係自治会との協議を進めてまいりました。

その結果、土方基幹集落センターについては土方自治会、神野コミュニティセンターについては田井自治会、山崎ふれあいセンターについては庄能北及び庄能南自治会が地元譲渡を選択され、譲渡後は自主的な管理と運営を行うことをそれぞれの総会で決定されました。

このことから、今般、土方自治会へは建物を、田井自治会及び庄能北・南自治会へは土地と建物をそれぞれ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第117号議案から第119号議案までの3議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第17 第120号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第17、第120号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第120号議案、市有財産の処分につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年3月をもって社会教育財産から普通財産に移管した西山公民館につきましては、今後のあり方について関係自治会との協議を進めてまいりました。

その結果、地元自治会への譲渡を選択され、譲渡後は自治会で自主的に管理と運営を行うことを決定されたことから、当該建物を地元自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(東 豊俊君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第120号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第18 第121号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第18、第121号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第121号議案、市有財産の処分につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一宮保健福祉センターは、平成9年に旧一宮町における保健福祉行政サービスの拠点として整備され、官民一体となって住民ニーズへの迅速な対応と適切なサービスを提供するため、旧一宮町社会福祉協議会と建物スペースを共用し、業務を行ってまいりました。

平成17年4月には宍粟市が、同年7月には社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会が発足し、市は、一宮市民局管内の保健福祉行政サービスの拠点として、社会福祉協議会は、本部及び一宮支部としての地域福祉事業等を引き続き実施してまいりました。

今回、一宮市民協働センターの整備に伴い、健康福祉部一宮保健福祉課が所管しております保健福祉行政サービス機能を移転させていただくこととなります。

市としましては、一宮保健福祉センターを宍粟市社会福祉協議会が引き続き活用されることで地域福祉サービスの効率的な提供が行える場として福祉の向上につながると考えていることから、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会へ当該建物を無償譲渡及び土地を無償貸与することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第121号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第19 第122号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第19、第122号議案、市道路線の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第122号議案、市道路線の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回変更しようとする路線は、山崎町宇原地内の宇原25号線であります。変更内容としましては、地元自治会からの要望を受け、起点の見直しによる市道の変更を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第122号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第20 第123号議案～第130号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第20、第123号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）から、第130号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）の8議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第123号議案から第130号議案までの補正予算8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の予算の補正につきましては、令和元年度の実質的な最終の補正と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう予算措置を講じるとともに、令和元年人事院勧告を踏まえた一般の職員の給与改定に伴う人件費の補正について予算計上するものであります。

なお、給与改定に伴う予算の補正につきましては、予算現計で対応できない会計においてのみ行うこととしております。

それでは、各議案の概要につきまして順次御説明を申し上げます。

最初に、第123号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）ですが、歳入歳出にそれぞれ1億9,961万3,000円を追加し、補正後の総額を259億1,830万1,000円とするものです。

そのうち人事院勧告に伴う給与改定のための補正額は、666万8,000円であります。人事院勧告に伴う給与改定分を除く各費目別の主な内容としましては、総務費では、地域振興基金の証券運用により生じた運用益について、同基金への積み立てを行います。

また、千種生活圏における拠点施設整備に伴いまして、センターちくさの施設改修費を、並びにしそう光ネットの千種サブセンターの整備費を追加しております。

民生費では、障害福祉サービス費などで不足が見込まれる事業費の増額を行うほか、衛生費では、国民健康保険診療所及び訪問看護事業における人件費及び事業費の整理に伴い繰出金を増額しております。

農林水産業費では、農業集落排水事業において来年度からの地方公営企業法の適用に伴う予算の整理により生じるやむを得ない予算上の収支不足を補うため、繰出金の追加を行います。

商工費では、起業家支援助成金が当初の想定を上回る見込みのため増額するほか、観光施設に設置している木柵の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保のための修繕工事費を追加計上します。

土木費では、下水道事業において来年度から地方公営企業法の適用に伴う予算の整理により生じるやむを得ない予算上の収支不足を補うため、繰出金の追加を行うほか、教育費では、いただきました指定寄附の活用により、図書購入費の追加を行います。

災害復旧費では、8月の台風15号により発生しました農地災害に係る復旧工事費を計上しております。

次に、財源となります歳入につきましては、歳出において不足する事業費の追加に関して、国県支出金などを計上するほか、国民健康保険診療所への繰出金に関して特別交付税の増額を見込んでいます。

また、指定寄附金や活用が可能な基金の繰入金を計上するほか、繰越金は平成30年度決算における実質収支額から9月議会で議決いただきました第2号補正予算において計上した残額の一部を計上しております。

市債では、千種生活圏における拠点施設整備に係る事業について、合併特例事業債を活用することとしております。

なお、一宮、千種の生活圏拠点施設整備事業や災害復旧事業など、工事の完了予定が会計年度を超える見込みのものについて、繰越明許費を計上しております。

また、債務負担行為につきましては、今回の補正予算で追加する契約期間が年度

を超える事業などで5件を追加することとしております。

次に、第124号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、波賀診療所の診療日数の変更などに伴います予算の整理を行うほか、給与改定に伴う人件費の補正を行っております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ539万円を減額し、補正後の総額を2億245万8,000円とするものであります。

次に、第125号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正などを行っております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ80万8,000円を追加し、補正後の総額を48億7,804万3,000円とするものであります。

次に、第126号議案、令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定などに伴う人件費の補正を行っております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ476万3,000円を追加し、補正後の総額を5,058万9,000円とするものであります。

次に、第127号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、来年度からの地方公営企業法の適用に伴い、消費税を予算計上する会計年度が変更となるため、その整理を行います。

歳入では、9月議会で廃止の議決をいただきました公共下水道事業基金につきまして、廃止に伴う全部処分による基金繰入金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,699万円を追加し、補正後の総額を26億9,193万5,000円とするものであります。

次に、第128号議案、令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、下水道事業特別会計と同様に、歳出では、地方公営企業法の適用に伴う整理を行い、歳入では、廃止の議決をいただきました基金の全部処分による繰入金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,291万8,000円を追加し、補正後の総額を10億9,356万9,000円とするものであります。

次に、第129号議案、令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、債務負担行為の設定のみの補正予算となっており、3年を単位として契約を行っております施設の運転管理業務委託を追加計上しております。

次に、第130号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正としまして1,113万6,000円を追加し、

補正後の支出予算の総額を41億5,539万8,000円とするであります。

また、債務負担行為につきましては、電子カルテシステム等更新整備事業を計上しております。

以上、補正予算8議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げました。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第123号議案から第130号議案までの8議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第21 第131号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第21、第131号議案、（仮称）一宮市民協働センター建設工事請負契約の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第131号議案、（仮称）一宮市民協働センター建設工事請負契約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

変更内容につきましては、施設整備工事の精査、施設の運営管理・利用者の利便性向上のため、解体工事におけるアスベスト含有塗膜処理量の確定、建築確認申請承認に伴う防火戸等及び当該敷地内より発生したコンクリート殻の処分費等の追加、供用開始後の施設管理上必要な警備システムの導入及び子育て層より特に要望の強い子ども遊具の追加をするをものであります。

この変更に伴い、工事費を4,147万5,500円増額し、契約金額を8億5,363万5,500円に変更しようとするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第131号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第22 第132号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第22、第132号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第132号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう文言等の整理を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(東 豊俊君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第132号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月9日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時37分 散会)